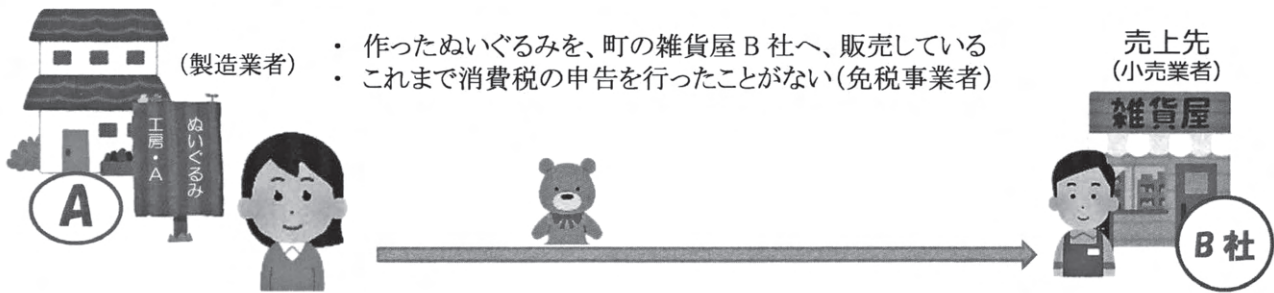




インボイス制度って、私に関係があるの…

～Aさんのケース～



インボイス制度とは…

売手 (インボイス発行事業者)

買手 (課税事業者)



▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス(適格請求書)を保存する必要があります

▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

疑問1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※
※一定期間、経過措置が設けられています

～ぬいぐるみ取引の流れ(イメージ)～



疑問2 私が登録しないとどうなるの？

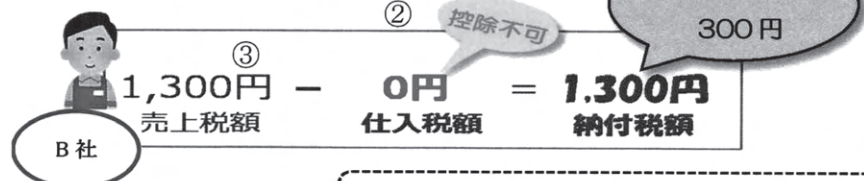
登録をしないと、売上先(B社)にインボイスを交付できない
そして、売上先(B社)は、インボイスがなければ仕入税額控除ができない
ということは…



私(売手)がインボイスを交付した場合と比べ、売上先(買手)の納付税額が大きく計算されます※
※一定期間、経過措置が設けられています

ポイント

仕入税額控除に関する経過措置(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除できます(請求書の保存など、要件があります)
【令和5年10月～令和8年9月】80%
【令和8年10月～令和11年9月】50%



令和5年10月1日から、インボイス制度が始まります！